

令和2年12月25日	
担当課	職員課
所属長	中道隆広
電話	06-4950-5660

不適切な事務処理に関する職員の処分について

1 被処分者及び処分内容

教育委員会事務局主事

減給3月（10分の1）（地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号）

2 処分年月日

令和2年12月25日（金）

3 処分の概要

教育委員会事務局主事は、自転車のパンク修理に関する支払処理において、自身の判断で所属長の名前と同じ印を勝手に購入し、当該支払処理に係る支出命令書及び支出負担行為決議書の計2枚に押印の上、支払処理を進めた。

このような、不適切な事務処理を行ったため、当該主事に対しては、地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定に基づき懲戒処分として減給3月（10分の1）とした。

以上